

入 札 説 明 書

件名 実習棟水銀灯LED化更新工事

担当部局等

〒990-2473 山形市松栄二丁目 2 番 1 号

契約担当	山形県立産業技術短期大学校総務課	電話番号023-643-8682
工事担当	山形県立山形職業能力開発専門校	電話番号023-644-9227

実習棟水銀灯LED化更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札(条件付)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札日程等

工事名	実習棟水銀灯 LED 化更新工事		
入札手続等	期間・期日・期限等	場所等	手続の方法
入札参加資格 確認申請	入札公告5のとおり	山形県立産業技術短期大学校	2-3 .入札参加資格の確認等
設計図書の 閲覧及び貸出し	令和7年1月9日(木) ～ 令和7年1月17日(金)	山形県立産業技術短期大学校	3-1 .設計図書の閲覧及び貸出し
設計図書等に対する 質問受付	令和7年1月9日(木) ～ 令和7年1月14日(火)	山形県立産業技術短期大学校	3-2 設計図書等に対する質問
上記質問に対する 回答書の閲覧	回答を行った日から 令和7年1月17日(金) まで	山形県のホームページ (https://www.pref.yamagata.jp/) に掲載する。	3-2 設計図書等に対する質問
入 札	入札公告1のとおり	山形県立山形職業能力開発専門学校	
入札参加資格 確認結果通知	令和7年1月20日(月)		1
非資格理由 説明要求	令和7年1月23日(木) 午後4時まで ※参加資格確認結果通知日から 起算して4日目(県の休日を除 く。)を設定	山形県立産業技術短期大学校	2-5 入札参加資格がないと認め られた理由の説明要求等
非資格理由 回答期限	令和7年1月28日(火) ※説明要求提出期限の翌日から 起算して3日以内(県の休日を除 く。)を設定		
上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。			

※「県の休日」とは、山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)

2 入札参加資格関係

2-1 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」とは、入札参加資格確認日（一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(4) 配置予定技術者

イ 配置を求めている技術者の要件については、入札公告によるほか、以下によるものとする。

(イ) 入札公告の主任技術者資格の「これらと同等以上の資格を有する」については、次の者をいう。

- ・技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」とするものに限る。）、の資格を有する者）
- ・電気工事士法第4条第1項の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者
- ・電気事業法第44条第1項の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者
- ・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士となった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- ・建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を整備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- ・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者
- ・電気工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(ロ) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ロ 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない、又は契約を解除するものとする。

ハ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。この場合、複数の技術者のうちいずれかが審査により資格のないことが判明した時は、資格のある技術者を配置予定技術者とみなす。

ニ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札手続における落札決定が行われる前までに契約担当者に書面により申し出ること（この場合、担当部局（契約担当）に事前に電話連絡を行うこと。事前に電話連絡がない場合は、当該申出を受け付けることが出来ない。）。ただし、当該申出をもって、配置予定技術者の変更を認めるものではない。

ホ 配置予定の技術者は、本件工事の工期の始期日から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として専任で配置されていないこと。また、本件工事が建設業法施行令（昭和31年8月政令第273号。以下「建設業法施行令」という。）第27条に該当する工事である場合には、配置予定の技術者は、本件工事の工期の始期日から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として配置されていないこと。ただし、本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合、当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前であるとき（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。

(ロ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要する他の工事に配置されている場合、本件工事の工期の始期日から着手日の前日までにおいて、当該他の工事が専任を要しない期間であるとき（当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前である場合に限る。）（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。

(ハ) 本件工事及び他の工事に同一の特例監理技術者を配置するとき。

また、主任技術者の現場専任義務のある工事を含む原則2つの工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得た場合についてもこの限りでない（なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）。

ヘ 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げるイ～トの要件を全て満たさなければならない。

(イ) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(ロ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ハ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

(ニ) 特例監理技術者が兼務できる工事は村山総合支庁本庁舎管内の工事ではない。

(ホ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(ハ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ト) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

- ト 本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事である場合、配置される専任の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む。）又は監理技術者補佐は申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があることが必要である（落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。）。また、請負金額が4,000万円以上であって舗装施工管理技術者又は鋼橋塗装技能士を配置する工事である場合、又は路面標示施工技能士を配置する工事である場合も同様に、当該技術者又は技能士は申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があることが必要である（落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。）。

2-2 事後審査方式による落札者の決定方法

入札公告において、入札参加資格の有無の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式であるとされている場合においては、開札後、落札決定を保留し、落札者を決定するために必要と認める範囲の者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行う。

2-3 入札参加資格の確認等

- (1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加者の資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出しなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。

(2) 提出書類

イ 申請書（様式第1号）

ロ 確認資料

2-4【確認資料一覧】のとおり

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。

ホ 申請書及び確認資料の提出は、書面による提出とする。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準として、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

2 - 4 【 確 認 資 料 一 覧 】

必要 資料		確認資料
		提出を求める確認資料については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示
【不要】	イ	施工実績を記載した書面 様式第2号「同種工事の施工実績」
【不要】	ロ	施工実績とする工事に係る以下の書類 a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し c については、「施工実績要件1」を入札参加資格に定めた場合に記載すること。
○	ハ	配置予定の技術者の資格等を記載した書面 様式第3号の2 「主任（監理）技術者の資格・工事経験」 ①入札参加者の資格として、技術者実績要件を設定していない場合は、様式中の「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」は記載不要とする。 ②配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。 ③配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（カッコ）内には、資格免許の取得年を記載すること。 ④総合評価落札方式による場合、本書面の提出は、様式総合3「技術者の能力」の提出をもって代えることができる（この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。）。 ⑤様式中の「特例監理技術者の配置予定」、「申請時における他工事との兼務」の欄は、記載後の状況の変化、記載誤り又は記載漏れがあった場合でも入札参加資格には影響しないものとする。
○	ニ	ハの技術者の国家資格者証等（建設業法（昭和24年5月法律第100号）に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者資格者証裏面の写し） ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しているが、交付手続中のため入札参加確認申請期限までに当該資格者証又は監理技術者講習履歴が確認できる書面を提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。
【不要】	ホ	ハの技術者の経験工事に係る以下の書類 a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し
○	ヘ	総合評定値通知書の写し 審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。 ※審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。
○	ト	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し への総合評定値通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下等により適用が除外される場合は提出を要しない。
【不要】	チ	指定技術者等配置計画書（併せて資格者証等の写しを提出すること。） 舗装施工管理技術者、鋼橋塗装技能士又は路面標示施工技能士の配置を義務付けた場合
【注】①必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。 ②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。		

2-5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。
説明要求は、入札参加資格確認結果通知の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）に1の担当部局等へ書面を持参又は書留郵便により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 所管課長は説明要求があった場合には、1に示した非資格理由回答期限の期日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

3 入札関係書類等の取扱い

3-1 設計図書の閲覧

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧を行う。

- (1) 閲覧が可能な設計図書
イ 図面
- (2) 閲覧期間
1に示した期間
- (3) 閲覧場所
1に示した場所

3-2 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1に示した期間内及び場所へ書面の持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。
なお、ファクシミリによるものは、受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、1に示した期日まで山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）に掲載する。

4 共通説明事項

4-1 入札及び開札

- (1) 本件入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）に定めるもののほか、この入札条件に定めるところによる。
- (2) 入札者は、名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、その委任状を作成し提出すること。
- (3) 入札者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札参加者となることはできない。
- (4) 入札は書面により行うものとする。
- (5) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約を除きその端数金額を切り捨てた金額）をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

開札に立ち会わない場合は、あらかじめ、開札結果の通知に必要な返信用封筒に受取人の住所、氏名及び名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼り入札書とともに提出すること。

- (8) 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。

4-2 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。
- (2) 書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を入札書受付締切日時までに提出するものとする。
- (3) (2)の書面は押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、書面の余白に責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。
- (4) 入札書提出後は入札を辞退することができない。
- (5) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4-3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、積算内訳書その他契約担当職員等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない（第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約金額若しくは保証金額を含む。）。

4-4 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ハ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ニ 記名押印をしていない入札（ただし、外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。）
- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- リ 入札価格と提出された積算内訳書の合計金額が一致しない入札。また、提出された積算内訳書

の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札

ヌ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札

ル 所定の日時までに到達しない入札

ヲ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

4-5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った入札参加者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格制度
最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札参加者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
- (4) 最低の価格の入札者が2人以上あるときは、該当する入札者の全てについて入札参加資格の審査を行う。その結果、適格者が二人以上となったときは、場所及び日時を指定したうえで、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

4-6 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (3) 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じた上で入札を執行することがある。

4-7 再度入札

- (1) 初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがある。
- (2) 再度の入札は、原則として1回までとする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
 - イ 初回の入札において参加しなかった者
 - ロ 初回の入札において無効な入札をした者又は失格となった者

4-8 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

4-9 異議の申立て

入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4-10 その他

- (1) 保証契約に基づいて前払金を支払う。
- (2) 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に請負者が選択を行うものとする。
- (3) 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、契約締結後1か月以内（掛金納付を電子申請方式により行う場合にあっては、契約締結後40日以内）及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。
- (5) 本工事は、余裕期間を設定しない。

5 添付書類

- (1) 公告文の写し
- (2) 申請書及び契約書等の標準様式は、山形県ホームページ中の「入札・契約関係様式ダウンロード」ページからダウンロードすることができる。（アドレス <https://www.pref.yamagata.jp>）